東葛総合法律事務所・事務所だより　第76号

カッとび

No.47

2023年
夏号

http://tokatsu-law.com/

昭和・平成・令和と時代を走り続ける西鉄の5000形（太宰府駅にて）　撮影：事務局　村山

ごあいさつ

本年6月に閉会した通常国会では、与党が、議席の多数を占めることを背景に、多くの重要な法律を成立させました。

防衛費増額に向けた防衛力財源確保特措法、原子力発電所が長期間運用することを可能とする改正原子炉等規制法、難民申請中の外国人も送還可能とする改正入管法、健康保険証を廃止する等マイナンバーによる管理をより拡大する改正マイナンバー法など。これらの法律は、国の在り方を大きく変え、あるいは人々の人権を大きく後退させるものであり、引き続き反対の声を上げなければなりません。

徒労感や焦燥感が伴うところですが、その取り組みが憲法12条の要請する「不断の努力」なのではないでしょうか。

東葛総合法律事務所

代表	弁護士	蒲田孝代
	弁護士	福富美穂子
	弁護士	齋藤雅子
	弁護士	宗萩みなえ
	弁護士	原浜得誉
	弁護士	長藤有平
	弁護士	吉川彬
	弁護士	小田款
	事務局長	丸智恵

事務局員一同

発　行／東葛総合法律事務所　編集責任者／齋藤　雅子
〒271-0092　千葉県松戸市松戸1281-29　松戸東洋ビル5階　電話 047-367-1313（代）　FAX 047-367-1319

シリーズ No.21
憲法を考える

平和主義も国民生活も脅かす 敵基地攻撃能力

政府は、2022年12月に閣議決定をした安保関連三文書の中で、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」に名称変更しました。危険なにおいを紛らわす印象操作としか思えない名称変更ですが、そもそも、「反撃能力」とはどんなものなのでしょうか。

「反撃能力」って？

日本に対して、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、これを防ぐために、「相手の領域」で有効な反撃を加えることを可能とする能力のことを言います。

「攻撃が行われた場合」って？

政府は、日本が現実に攻撃を受けていない段階でも、相手国がミサイル発射準備に「着手した」段階で攻撃することはOK、としています。しかし、武力攻撃の「着手」を正確に把握することは不可能です。そして、その段階での攻撃は、相手国から見れば、「反撃」ではなく「先制攻撃」になるのではないでしょうか。

相手の領域で反撃っていうけど、どこを攻撃するの？

政府は「反撃能力」の対象について、基地だけでなく、指揮統制機能を持つ軍司令部や政府関係機関なども含まれるとしています。攻撃排除の目的を超えていると言わざるを得ませんし、民間人がこの攻撃に巻き込まれないという保証はどこにもありません。

「反撃能力」を持てば、日本は安全？

日本が「反撃能力」を行使すると、結果として、これを先制攻撃と受け止めた相手国に日本本土を攻撃する大義名分を与えることになります。相手国から日本本土にミサイルが撃たれることも想定され、お互いにミサイルを撃ち合う戦争状態に突入することで、むしろ、日本国民は危険にさらされると言わざるを得ません。

憲法に反しないの？

憲法9条のもとで、日本は「専守防衛」という基本方針を掲げてきました。国土防衛に徹し、相手国に被害を与えるような脅威にならないと伝え、相手国に日本を攻撃する口実を与えないという防衛戦略です。しかし、「反撃能力」を持つことで、専守防衛の方針は崩れ去ります。

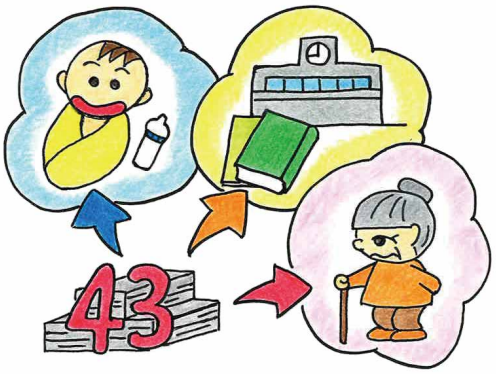

医療・介護・子育て・教育、私たちの暮らしに予算を

相手国に対して攻撃をちらつかせて脅しを効かせる姿勢は、憲法9条の理念とは相反するものです。9条2項は、いかなる場合でも「攻撃的兵器」を保有することを禁じています。「反撃能力」で使用が想定されている武器や装備は、「自衛のための必要最小限度の実力」をはるかに超える「攻撃的兵器」であって、憲法上認められるものではありません。

「抑止力」は必要じゃないの？

相手を脅して攻撃を思いとどまらせる「抑止力」は、結局のところ「武力による威嚇」にほかなりません。力には力で対抗しようとする「抑止力」は際限のない軍拡競争を生み出すだけです。徹底した外交努力による戦争回避と、終わりのない軍拡競争による戦争回避、いずれが平和への近道か、冷静に考える必要があります。

「反撃能力」にはお金が必要？

「反撃能力」は、現在の自衛隊の装備では対応しきれず、新しい強力な武器、装備を持つ必要があります。しかし、これには、当然のこ

法律クイズ Q　労働問題

回答編は４面にあります

第１問　１年契約の契約社員は、契約更新をいくら繰り返していても無期社員（＝期間の定めがない社員）として、働くことはできない。

第２問　テレワークが導入されましたが、会社の上司は「家で自由に働くだけだから、残業代は出ない」と言っています。本当ですか？

弁護士　小川 款

お元気ですか

齋藤正志司法書士事務所

弁護士　齋藤雅子

今回は、業務でご一緒することの多い司法書士の先生、齋藤正志司法書士事務所を訪ねました。

齋藤正志司法書士事務所にて
（右から齋藤（司）・齋藤（弁）・奥様）

新潟県胎内市ご出身の齋藤先生は、土地家屋調査士をされていたお父様の姿を見て、自分も体が動く限り続けられる仕事をと司法書士を目指し、修行を積んだ司法書士事務所のご縁から１９９７年に松戸市内で開業することになったそうです。当時、業界では未開の地だった新松戸の周辺他市へのアクセスの良さに「ビビッと」来た奥様の先見の明に導かれ、松戸市幸谷に事務所を構えられたとのこと。すっきりとした外観や事務所内の様子にも、奥様のセンスが?!

不動産の権利の登記、会社の登記を主な業務とされていますが、様々なご相談が持ち込まれ、長年培ってきた弁護士（当事務所です！）、税理士、社会保険労務士、不動産業者等々との繋がりと連携して、幅広い問題に取り組んでおられます。当事務所からご相談させていただくこともあるのですが、「手間暇をかけて調査することが好きなので、困難な案件でも是非。」との心強いお言葉をいただきました！

となながら莫大なお金がかかります。日本政府は、今後５年間で防衛費を現行計画から１．６倍の43兆円に拡大することを閣議決定しています。国のお財布は一つですから、軍事費が上がれば、他の予算を削るしかありません。医療、介護、子育て、教育など、私たちの暮らしに直結する分野は、今ですら予算が全く足りていない状況ですが、軍拡となれば、さらなる予算削減は避けられません。それだけではなく、増税や年金額引き下げも求められるでしょう。医療や介護、子育ては後回し、増税も受け入れ、何を置いても軍拡を最優先にする、そんな選択が憲法９条を掲げる日本で行われることの是非を、我々国民一人一人が真剣に考えなければなりません。

（本文・イラスト／当事務所憲法委員会）

署名ご協力のお礼

前号の「カッとび」に同封させていただきました、「健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカードの強制に反対する署名」につきまして652筆の署名をいただきましたことをご報告させていただきます。

私のゆかりの地
シリーズ 第8回

岩手県盛岡市

事務局
齋藤 篤史

岩手県盛岡市は私が約7年間住んでいた土地です。北上川が流れ、奥羽山脈の最高峰岩手山がよく眺められる自然豊かな場所で育ちました。食べることが好きな子どもで、盛岡銘菓「石割桜」という大きなゴーフルを両手にもって食べていたことがとても印象に残っています。ゴーフルのことを「石割桜」と言いたくなりますが岩手県出身の方なら共感していただけるのではないでしょうか。

岩手県は本州一寒いといわれています。マイナス10℃になることもしばしばあり、住んでいた家の窓が凍って開けられないこともありました。そういう経験をしていたからこそ関東の寒さも平気です。

冬の寒さは厳しくても、春先に雪が残る岩手山が見える風景はとても荘厳で、ふるさとと言えばあの景色が思い出されます。岩手県出身石川啄木の歌集「一握の砂」より「ふるさとの山に向ひて言ふことなし　ふるさとの山はありがたきかな」

また足を運んでみたい私のもう1つのふるさとです。

法律クイズ A　労働問題

問題は3面です。では、答え合わせです。

第1問　×

通算5年（一部例外有）を超えて、同じ会社で契約更新がなされた場合、労働者からの申し入れによって、期間の定めのない社員となることができるようになっています。1年契約も5回更新した後に期間の定めのない社員となることができます。

第2問　×

テレワークであっても会社の指揮命令下に置かれている以上、勤務時間に変わりはありません。会社は、パソコンの使用時間やメールでの確認などによって、各社員の労働時間を把握し、残業がある場合には残業代を支払わなければなりません。

弁護士　萩原得誉

東葛総合法律事務所 友の会コーナー

友の会では、4月8日に行われた総会において、友の会会長を13年務められた田瀬信一さんが退任され、新たに中央学院大学学長・大村芳昭さんが会長に就任されました。

また、2月のためになる講座では、布川事件の桜井昌司さんをお招きし、友の会と布川事件の40年の歴史を、写真とともに振り返りました。今後も友の会は精力的に活動して参ります。新体制になりました友の会を今後ともよろしくお願いいたします。（担当・中島）

新会長の大村芳昭さん（総会より）

今後の友の会行事予定

●第53回ためになる講座
「憲法審査会ってなぁに？」
日程：10月21日（土）

●忘年会
日程：
12月7日（木）
場所：
柏 日本閣

えん罪への思いを語る桜井昌司さん（2月）

カッとび 読者の声（前号アンケートより）

校則問題は私の時代（50年以上前）は当たり前、息子たちの時代も何も意識せず、記事を読んで確かに人権問題に繋がる。私にとって考えさせられる記事でした。

編集後記　反撃能力のための防衛費拡大。私達の生活・身近な問題を蔑ろにして、この国が誤った方向に進んでいることが危惧されます。▼本号は事務所の内外をご紹介する記事を拡充してみました。当事務所をさらに身近に感じていただければ幸いです。（SA）